

平成19年(ネ)第174号 損害賠償, 各売買代金請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成17年(ワ)第6986号, 第7532号, 第8472号)

口頭弁論終結日 平成19年4月16日

判 決

東京都新宿区

控 訴 人

株式会社

代表者代表取締役

東京都渋谷区

控 訴 人

両名訴訟代理人弁護士

梅 沢 健 祐

松 田 大 介

東京都練馬区

被 控 訴 人

埼玉県所沢市

被 控 訴 人

東京都中央区

被 控 訴 人

3名訴訟代理人弁護士

秋 山 清 人

森 川 真 好

秋 山 直 人

栗 林 武 史

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中, 控訴人らの敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいづれも棄却する。
- 3 被控訴人: は, 控訴人株式会社 に対して26万6175円及びこれに対する平成17年3月7日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人: は, 控訴人株式会社 に対して63万5796円及びこれに対する平成17年3月10日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

東京地方裁判所平成17年(ワ)第6986号損害賠償請求事件(以下「第1事件」という。)は, 被控訴人らが, 20歳前後の社会経験の浅い被控訴人らに対して, 言葉巧みに指輪やネックレスを販売し, その客観的価値からかけ離れた高額の代金を支払わせ, 被控訴人らが消費者センターにも相談して契約を解消することを通告した後も代金を請求し続けた控訴人株式会社

(以下「控訴会社」という。)の従業員及び同社の代表取締役の控訴人

(以下「控訴人」という。)の行為が不法行為を構成すると主張して, 控訴人らに対し, 損害賠償を請求するとともに, 被控訴人(以下「被控訴人」という。)が, 控訴会社に対し, 別紙債務目録記載の各債務(宝石代金債務等)がいずれも存在しないことの確認を求める事件である。

同裁判所平成17年(ワ)第7532号事件(以下「第2事件」という。)は, 控訴会社が, 被控訴人: (以下「被控訴人:」という。)に対し, 同被控訴人との指輪の売買契約の約定に基づいて, 違約金等を請求する事件; 同裁判所平成17年(ワ)第8472号事件(以下「第3事件」という。)は, 控訴会社が, 被控訴人: (以下「被控訴人:」という。)に対し, 同被控訴人との指輪の売買契約の約定に基づいて, 指輪の代金等を請求する事件であり, 控訴会社は, 第2, 第3事件において, 違約金又は売買代金に加え,

被控訴人兩名が信販会社と締結したクレジット契約に基づく割賦金の支払を怠ったため、信販会社に対するクレジット契約の解約手数料の支払を余儀なくされた旨主張し、解約手数料相当額の損害の賠償をも請求している。

1 当事者間に争いのない事実等（争うことを明らかにしない点以外は、各項末尾掲記の証拠による認定である。）

(1) 当事者等

ア 被控訴人ら

(ア) 被控訴人 は、昭和58年12月9日生まれの男性で、平成14年3月に高等学校卒業後、浪人生活を送り、平成16年4月当時は、専門学校に通い、派遣会社に登録していたものの、引っ越しの作業に1回従事した経験しかなかった（甲イ9）。

(イ) 被控訴人 は、昭和57年10月16日生まれの男性で、平成13年3月に高等学校卒業後、定職についたことはなく、平成16年4月当時は、遊技施設・東京ディズニーランドでアルバイトをしていた（甲ロ4）。

(ウ) 被控訴人 は、昭和58年12月2日生まれの男性で、平成16年1月当時、専門学校に通学し、ホテルでアルバイトをしていた（甲ハ3）。

イ 控訴人ら

(ア) 控訴会社は、平成7年9月7日に設立された、宝石、貴金属、装身具の輸入、製造、加工及び販売を主たる目的とする会社である。

(イ) 控訴人 は、控訴会社の設立以来の代表者であり、（以下「 」という。）、（以下「 」という。）及び（以下「 」という。）は、いずれも控訴会社の従業員である。

(2) 被控訴人 関係

ア 被控訴人 は、平成16年4月25日、控訴会社との間で、サファイア付指輪（以下「本件商品①」という。）を代金68万2500円（消費

税含む）で被控訴人 が購入する旨の売買契約（以下「本件売買契約①」という。）を締結した（甲イ1）。

イ 被控訴人 は、同日、株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリエントコーポレーション」という。）との間で、同社に上記商品代金の立替えを委託し、立替え代金と分割手数料合計92万8200円を60回の分割払で支払う旨のショッピングクレジット契約を締結した（甲イ1）。

ウ 被控訴人 は、同年6月8日に本件商品①を受け取った（乙イ2）。

エ 被控訴人 は、同年6月18日に、控訴会社に対し、本件売買契約①を解消する旨の通知をした（甲イ2、甲イ9）。

また、同被控訴人は、同年8月10日ごろ、控訴会社に対し、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）9条1項に基づき、本件売買契約①につき、クーリング・オフの権利を行使する旨の意思表示をした（甲イ3）。

オ 被控訴人 は、同年10月4日ごろ、本件商品①を控訴会社に返還した。

(3) 被控訴人 関係

ア 被控訴人 は、平成16年4月27日、控訴会社との間で、サファイア入り指輪（以下「本件商品②」という。）を代金60万9000円（消費税含む）で被控訴人 が購入する旨の売買契約（以下「本件売買契約②」という。）を締結した（甲ロ1）。

イ 被控訴人 は、同日、オリエントコーポレーションとの間で、同社に上記商品代金の立替えを委託し、立替え代金と分割手数料合計82万8240円を60回の分割払で支払う旨のショッピングクレジット契約を締結した（甲ロ1）。

ウ 被控訴人 は、平成16年6月4日に、本件商品②を受け取った（乙ロ2）。

エ 被控訴人 は、平成16年8月7日、控訴会社に対し、本件売買契約②が錯誤無効である旨及び同契約を消費者契約法4条1項により取り消す旨の通知をした(甲ロ2)。

オ 被控訴人 は、平成18年6月6日、本件第9回口頭弁論において、特定商取引法9条1項に基づき、本件売買契約②につき、クーリング・オフの権利を行使する旨の意思表示をした。

カ 被控訴人 は、平成19年3月22日ごろ、本件商品②を控訴会社に返還した(甲ロ7, 8)。

(4) 被控訴人 関係

ア 被控訴人 は、平成16年1月26日、控訴会社との間で、エメラルド付ネックレス(以下「本件商品③」という。)を代金97万6500円(消費税含む)で被控訴人 が購入する旨の売買契約(以下「本件売買契約③」という。)を締結した(甲ハ1)。

イ 被控訴人 は、同日、オリエントコーポレーションとの間で、上記商品代金の立替えを委託し、立替え代金と分割手数料合計132万8040円を60回の分割払で支払う旨のショッピングクレジット契約を締結した(甲ハ1)。

ウ 被控訴人 は、平成16年3月5日に、本件商品③を受け取った(乙ハ2)。

エ 被控訴人 は、平成16年4月26日ごろ、控訴会社に対し、特定商取引法9条1項に基づき、本件売買契約③につき、クーリング・オフの権利を行使する旨の意思表示をした(甲ハ2)。

オ 被控訴人 は、平成16年10月28日ごろ、本件商品③を控訴会社に返還した。

2 本件の争点は、①控訴会社の被控訴人 に対する違約金又は損害賠償請求権の有無(第2事件)、②控訴会社の被控訴人 に対する売買代金又は損害

賠償請求権の有無(第3事件)、③被控訴人 への控訴会社に対する売買代金支払債務、違約金支払債務、損害賠償義務の有無(③以下の争点は、すべて第1事件)、④被控訴人らに本件各売買契約を締結させ、被控訴人らが解約を申し出た後も執拗にその代金を請求した控訴会社の不法行為責任(使用者責任)の有無、⑤従業員に本件各売買契約を締結させ、執拗にその代金を請求させたことについての控訴人 の不法行為責任の有無、⑥被控訴人らの損害額の6点である。

3 当事者の主張

(1) 争点①(控訴会社の被控訴人 に対する違約金請求権、損害賠償請求権の有無)について

(控訴会社の主張及び反論)

ア 加工製作費等実費支払請求

控訴会社は、本件売買契約①に基づき本件商品①を製作完成させて、平成16年6月8日ごろ、被控訴人 に引き渡した際、被控訴人 との間で、本件商品①に異議を述べないこと、本件売買契約①の解約を申し出る場合は、本件商品①の価格の34パーセントの割合による23万2050円を加工製作費等の実費として支払うことを約した。

イ 被控訴人 の債務不履行による損害賠償請求

被控訴人 はオリエントコーポレーションと締結したショッピングクレジット契約に基づく割賦金の支払を怠ったため、控訴会社は、オリエントコーポレーションとのクレジット契約を解約し、解約手数料3万4125円を支払わなければならない、同額の損害を被った。

ウ 被控訴人 のクーリング・オフの権利行使に関する主張について

(ア) 本件売買契約①は、再度の来店による売買であるから特定商取引法に定める訪問販売ではない。すなわち、被控訴人 は、平成16年1月上旬、控訴会社に来訪し、宝石販売店としての様子を見ており、その後、

同年4月25日、気に入った宝石があれば購入したい意向を示して2度目に来店した時に、本件売買契約①を締結したのであるから、同契約による売買は、目的隠匿型呼出販売、いわゆるアポイントメント・セールス（特定商取引法2条1項2号）としての「訪問販売」ではなく、通常の店舗販売である。

(イ) 仮に、特定商取引法によるクーリング・オフの権利行使が可能であったとしても、被控訴人 は、平成16年4月25日に本件売買契約書を受領し、同年6月8日に本件商品①を受領しながら、同被控訴人がクーリング・オフの権利を行使したのは、法定期間である8日間を遙かに経過した同年8月7日であるから、クーリング・オフの権利を行使することはできない。

(ウ) 控訴会社が被控訴人 に交付したショッピングクレジット契約書では本件商品①は「JRS5034 (Pt)」と記載されているが、は、被控訴人 に、Jがジュネスで控訴会社の商品のランクを表し、Rがリング（指輪）、Sが中石のサファイア、5034は商品の品番、(Pt)はプラチナ台を示すことを逐一説明したのであり、製造業者ないしブランドは控訴会社であることが明らかであったから、買い受けた商品が不明確であって、熟慮するに支障が生じたなどということはない。上記記載と控訴会社の担当者の説明を総合すれば、被控訴人 において、いかなる商品を購入したかを理解し、クーリング・オフの権利を行使するか否かを検討することに困難はなかったはずであるから、上記ショッピングクレジット契約書は特定商取引法5条1項、同法施行規則3条4号の法定書面に当たるといふべきである。したがって、クーリング・オフの期間は上記ショッピングクレジット契約書が交付された日から進行するから、被控訴人 によるクーリング・オフの権利行使は認められない。

(被控訴人: の主張及び反論)

ア 特定商取引法によるクーリング・オフ

(ア) 本件売買契約①は、その目的物は貴金属であるから、特定商取引法2条4項、同法施行令3条1項、同施行令別表第一8号の「金、銀、白金その他の貴金属」に当たる。

(イ) は、被控訴人 の自宅に電話をかけ、貴金属の売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに控訴会社の営業所への来訪を要請したのであるから、被控訴人 は、同法2条1項2号、同法施行令1条1号の特定顧客に当たる。

(ウ) 従って、本件売買契約①は、特定顧客と指定商品を販売した、いわゆる販売目的隠匿アポイントメントセールス型の「訪問販売」に該当する。

(エ) 控訴会社は、特定商取引法5条1項、同法施行規則3条4号により、本件売買契約①の内容を明らかにする書面を被控訴人 に交付しなければならず、同法施行規則3条4号により、その書面には、商品名及び商品の商標又は製造者名を記載しなければならない。

ところが、控訴会社が被控訴人 に交付した平成16年4月26日付け「ショッピングクレジット契約書」には、「JRS5034 (Pt) S=11号」との記載しかなく、商品の商標又は製造者名の記載は全くない。

このように、被控訴人 が控訴会社から交付された書面には、不備があり、その交付時はクーリング・オフの起算日とならず、その期間は進行しない。

(オ) 被控訴人 は、平成16年6月18日ころ、控訴会社に対し、特定商取引法9条1項により、本件売買契約①を解消する旨の通知をし（甲イ2）、念のため、同年8月7日にも、クーリング・オフの権利行使の通知をした。

イ 上記のとおり、本件売買契約①は特定商取引法に基づくクーリング・オフにより効力を失ったから、被控訴人 は、同契約上の責任を負わない。

(2) 争点②（控訴会社の被控訴人 に対する売買代金請求権、損害賠償請求権の有無）について

（控訴会社の主張）

ア 本件売買契約②に基づく代金支払請求

控訴会社は、平成16年4月27日、被控訴人 に本件商品②を代金60万9000円（消費税込み）で売る旨の本件売買契約②を締結した。

イ 被控訴人 の債務不履行による損害賠償請求

被控訴人 がオリエントコーポレーションと締結したショッピングクレジット契約に基づく割賦金の支払を怠ったため、控訴会社がオリエントコーポレーションとのクレジット契約を解約し、解約手数料2万6796円を支払わなければならない、同額の損害を被った。

なお、控訴会社は、同年10月20日ごろ、オリエントコーポレーションに対し、解約手数料の他、立替金60万9000円を返還している。

ウ 被控訴人 に本件商品②の購入を勧めた は被控訴人 に対して虚偽の事実を告げていないから、同被控訴人が目的物の性状について誤信することはありえず、本件売買契約②が錯誤により無効となることはない。

（被控訴人 の主張及び反論）

ア 錯誤無効

被控訴人 は、本件売買契約②を締結する際、本件商品②の客観的市場価値が低いものであるにもかかわらず、売買価格に見合う価値があるものと誤信し、また、宝石に不思議な力、超自然科学的な力があるものと誤信した。したがって、本件売買契約②は、錯誤により無効である。

イ 消費者契約法による契約の取消し

は、控訴会社の宝石には他社の宝石と比べて「波動」が大きいとか、「不思議な力」があり、身につけているだけで「元気が出る」「バイトのランクが上がる」など、消費者契約法4条1項1号の「重要事項」について事実と異なることを告げ、被控訴人 はこれを誤認して本件売買契約②を締結した。そこで、被控訴人 は、平成16年8月7日ごろ、控訴会社に対し、消費者契約法4条1項により同契約②を取り消す旨の意思表示をした。

ウ 特定商取引法によるクーリング・オフ

は、被控訴人 に対し、本件売買契約②締結時に、クーリング・オフ制度の適用があることを前提に、説明を行った。したがって、被控訴人 がクーリング・オフによる本件売買契約②の解除の意思表示を行った場合、控訴会社は、信義則上これを拒絶できないというべきである。

エ 上記のとおり、本件売買契約②は、無効であり、仮にそうでないとしても、消費者契約法4条1項に基づく取消しの意思表示又はクーリング・オフにより効力を失ったから、被控訴人 は、同契約上の責任を負わない。

(3) 争点③（被控訴人 の控訴会社に対する売買代金支払債務、違約金支払債務、損害賠償義務の有無）

（控訴会社の主張）

ア 本件売買契約③に基づく代金請求権

控訴会社は、平成16年1月26日、被控訴人 に本件商品③を代金97万6500円（消費税含む）で売る旨の本件売買契約③を締結した。

イ 加工製作費等実費支払請求権

控訴会社は、本件売買契約③に基づき本件商品③を製作完成させて、平成16年3月5日、被控訴人 に引き渡した際、被控訴人 との間で、本件売買契約③の解約を申し出る場合は、本件商品③の価格の34パーセントの割合による金額を加工製作費等の実費として支払うことを約した。

ウ 被控訴人: の債務不履行による損害賠償請求権

被控訴人: はオリエントコーポレーションと締結したショッピングクレジット契約に基づく割賦金の支払を怠ったため、控訴会社は、オリエントコーポレーションとのクレジット契約を解約し、平成16年9月30日ごろ、解約手数料6万6402円を支払わなければならない、同額の損害を被った。

(被控訴人 の主張及び反論)

ア 錯誤無効

被控訴人 は、本件売買契約③を締結する際、本件商品④が客観的市場価値に低いものであるにもかかわらず、97万6500円の売買価格に見合う価値があるものと誤信し、また、控訴会社の宝石が「波動」の数値が高いもので、仕事や財産の運気を向上させる不思議な力があると誤信した。したがって、本件売買契約③は錯誤により無効である。

イ 特定商取引法によるクーリング・オフ

(ア) 本件売買契約③は、その目的物は貴金属であるから、特定商取引法2条4項、同法施行令3条1項、同施行令別表第一7号の「真珠並びに貴石及び半貴石」又は同8号の「金、銀、白金その他の貴金属」に当たる。

(イ) は、被控訴人: の自宅に電話をかけ、控訴会社の社名を明らかにせず、友人であるかのように振る舞って被控訴人: を電話口呼びだし、「宝石の展示会があるので、ぜひ来て下さい。」と言っただけで、宝石の売買契約の締結のためのものであることを告げずに控訴会社の営業所への来訪を要請したのであるから、本件売買契約③は、いわゆるアポイントメント・セールスとして「訪問販売」に該当する。

(ウ) 控訴会社は、特定商取引法5条1項、同法施行規則3条4号により、本件売買契約③の内容を明らかにする書面を被控訴人: に交付しなければならない、同法施行規則3条4号により、その書面には、商品名及び

商品の商標又は製造者名を記載しなければならない。

ところが、控訴会社が被控訴人: に交付した平成16年1月26日付け「ショッピングクレジット契約書」には、「JNE7013 (Pt) RCチェーン5.3cmラピスラズリ」との記載しかなく、商品の商標又は製造者名の記載は全くない。

このように、被控訴人: が控訴会社から交付された書面には、不備があり、その交付時はクーリング・オフの起算日とはならず、その期間は進行しない。

(ウ) 被控訴人: は、控訴会社に対し、平成16年4月26日及び平成17年5月31日、特定商取引法9条1項により本件売買契約③の解除をする旨の意思表示をした。

ウ 消費者契約法による取消し

は、控訴会社の宝石には「不思議な力」があり、ルビーには積極性が出る、エメラルドには仕事がうまく行く、財産が貯まる効力があるなどと消費者契約法4条1項1号の「重要事項」について事実と異なることを告げ、被控訴人: はこれを誤認して本件売買契約③を締結した。そこで、被控訴人: は、平成16年4月26日ごろ、控訴会社に対し、消費者契約法4条1項により同契約③を取り消す旨の意思表示をした。

エ 上記のとおり、本件売買契約③は、無効であり、仮にそうでないとしても、クーリング・オフ又は消費者契約法4条1項に基づく取消しの意思表示により効力を失ったから、被控訴人: は、同契約上の責任を負わない。

(4) 争点④(被控訴人らに本件各売買契約を締結させ、被控訴人らが解約を申し出た後も執拗にその代金を請求した控訴会社の不法行為責任(使用者責任)の有無)について

(被控訴人らの主張)

ア 控訴会社の従業員ら()は、控訴会社の業務として、

社会的経験が十分ではない、成年に達したばかりの被控訴人らの思慮不足、無分別に乗り、控訴会社の宝石には他社の宝石に比して著しく強い波動の力があるとの内容の控訴会社の勧誘ビデオや購入者の体験談をつづったファイルを見せ、取るに足りない価値しかない宝石を、人の内に眠っている力を引き出す不思議な宝石だ、これを持っているだけで運勢が劇的に好転する、人生が変わる、恋人もできる、などと虚構の事実を申し向け、被控訴人らをして、その宝石が真実そのような力を持つものと誤信させ、被控訴人らに商品を購入させた。

イ その上、控訴会社は、被控訴人らがクーリング・オフによる契約解除を主張したり、東京都消費者生活相談センターの担当者からもクーリング・オフが認められる事案であることの説明や解決に向けた働きかけを受けた後も、なお自らの営業行為の正当性を主張して譲らず、代理人弁護士を通じて被控訴人らに通知書を送付してクーリング・オフによる契約解除に応じない姿勢を示し、被控訴人 及び同 を相手取って訴訟まで提起して紛争を長期化させた。控訴会社のこうした行為は、特定商取引法・消費者契約法の趣旨に反し、消費者に圧力をかけることで、本来請求できない金員を請求、回収しようとする著しく悪質なもので、違法であって、全体として、被控訴人ら各自に対する不法行為を構成する。

(控訴人らの主張)

ア 控訴会社における宝石販売は、販売担当者ないし控訴人 が顧客と直接面談し、宝石を持つことによって、どのように生活態度を変えるべきかについてまで話し合い、顧客に最もふさわしい商品を選択して顧客を説得し、宝石の種類などを選択して顧客の特別注文によって加工、製作するのであり、控訴会社としては、顧客に最大限の満足感が得られるように細心の注意を払っている。控訴会社では、控訴会社の販売する宝飾品に特別の価値、効能があるかのような詐欺的な言辭や購入者を錯誤に陥れるよう

な言辭を用いた販売や、顧客の希望を無視した執拗、強引な販売は行っていない。

イ 本件商品①ないし③は、客観的市場価値が低いものではなく、その価格も、現実の原価に控訴会社の販売管理費、利益を上乗せして定められた相当な価格である。

ウ したがって、控訴人 及び控訴会社の担当者らによる被控訴人らに対する勧誘行為は、商品の価格、性状、宝石の力や効能等の説明において何ら不当な内容も虚偽もなく、違法とはいえない。

エ 被控訴人 及び同 が控訴会社に対して解約の申し出をして信販会社に対するクレジット代金の支払を拒否したため、控訴会社は、信販会社とのクレジット契約を解約し、信販会社が立替払をした金員を信販会社に返還した上、信販会社に解約手数料を支払った。しかしながら、被控訴人らの解約の申し出は根拠のないものであるから、控訴会社は、被控訴人らに対し、信販会社に対して支払った解約手数料相当額の賠償を請求することができるというべきである。

(5) 争点⑤ (従業員に本件各売買契約を締結させ、執拗にその代金を請求させたことについての控訴人 の不法行為責任の有無)

(被控訴人らの主張)

控訴人 は、控訴会社の営業方針として、判断能力の未熟な消費者を電話勧誘等で営業所に誘い出し、断りにくいよう長時間に亘って執ようかつ強引に勧誘行為を行い、消費者の弱みやコンプレックスにつけ込んで「人の内に眠っている力を引き出す不思議な宝石」「元気が出る指輪」「運気を向上させる」などありもしない効果を謳い、多額のショッピングクレジット契約を締結させて宝石を購入させ、従業員に対し、この方針に従って勧誘するように指示命令した。

控訴人 は、過去においても、判断能力の未熟な消費者を狙った執よ

うかつ強引な勧誘による宝石のアポイントメントセールス等で多数の紛争を引き起こし、本件紛争発生後の控訴会社の対応も代表者である控訴人が立てた方針どおりに行われており、その指示に基づくものである。

(控訴人 〇の答弁)

否認する。

(6) 争点⑥ (控訴人らの損害額)

(被控訴人らの主張)

ア 上記の控訴人らの各不法行為によって、被控訴人らは、控訴会社の従業員が勧誘の際に申し向けたような効果のない、客観的市場価格も低い商品を、多額のショッピングクレジットを組まされて購入させられた上、その後、クーリング・オフによる契約解除、消費者契約法による取消し、錯誤無効の主張による代金等の支払拒絶をしたにもかかわらず、その後も執ように請求を受け、訴えの提起までされ、精神的苦痛を被った。

イ 上記精神的苦痛に対する慰謝料は、被控訴人らそれぞれにつき50万円を下らない。

ウ 本件は、弁護士に訴えの提起及び追行を委任しなければ、損害の回復は困難な事案であるところ、被控訴人らは、それぞれ、被控訴人ら訴訟代理人弁護士に委任した。

被控訴人らそれぞれについて、弁護士費用相当額5万円は、控訴人らの各不法行為との間に相当因果関係のある損害である。

(控訴人らの答弁)

否認する。

第3. 当裁判所の判断

1 争点① (控訴会社の被控訴人 〇に対する違約金請求権、損害賠償請求権の有無) について

(1) 証拠 (甲イ1ないし甲イ9, 甲6, 乙イ16, 原審証人 〇, 原審に

おける被控訴人 〇 本人) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 〇 は、平成16年1月10日に、全く面識のない被控訴人 〇 の自宅に電話をかけ、同被控訴人に職業等について質問し、新宿区西新宿3丁目所在の控訴会社の営業所を訪ねることを強く勧めた。

イ 被控訴人 〇 は、翌11日午前11時ごろ、控訴会社の本店のある11階建てビル3階の営業所に赴いた。被控訴人 〇 は、サロンと呼ばれる一部屋で、まず、宝石に関するアンケートに答えさせられた上、午後5時ごろまで、〇 と1対1で、それまでの人生での出来事などについて雑談し、高校卒業後浪人していることを伝えたが、〇 からは、宝石の販売に関する話は出なかった。〇 は、被控訴人 〇 に対し、仕事が見つかったら連絡を欲しい旨を伝え、同人を帰宅させた。

ウ その後、〇 は、被控訴人 〇 の自宅に電話をかけ、仕事が見つかったかどうかを尋ねたが、同被控訴人は、まだ見つかっていない旨答えた。

エ 〇 は、平成16年4月25日に、被控訴人 〇 に3度目の電話をかけ、仕事が見つかったかどうかを尋ねた。そして、被控訴人 〇 が、見つかったと答えたところ、〇 は、再度、新宿区西新宿3丁目所在の控訴会社の営業所を訪ねるよう被控訴人 〇 に求めた。

オ 被控訴人 〇 は、同日午前11時ごろ、控訴会社の新宿区所在の本店営業所に赴いた。被控訴人 〇 と 〇 は、1対1で話をし、被控訴人 〇 は、派遣会社に登録したが引越作業に1回従事しただけであることや4月から専門学校に通い始めたことを告げ、また、2月に父親が亡くなったことや、アトピー性皮膚炎で悩んでいることなどを話した。これに対し、〇 は、宝石のエネルギーや波動のこと、控訴会社の販売する宝石は人のうちに眠っている力を引き出す不思議なものであること、控訴会社の宝石を身につけていれば被控訴人 〇 のアトピー性皮膚炎も治ること、自分も宝石を身

につけてから、気分が明るくなり、体調が良く、血液の循環が向上したように風邪を引かなくなったことを話した。

カ は、被控訴人 に控訴会社の制作した約17分の勧誘ビデオを見せた。同ビデオには、磁気共鳴波動分析機MIRS/SV2という機械が映し出され、これによって「①パワー、②自律神経、③ストレス、④創造性、⑤直感力、⑥生命力、⑦アルファ波、⑧満足度」の各測定項目について、控訴会社の宝石と他社の宝石とを測定すると、いずれの項目とも控訴会社のものが他社のものよりも数値が高いとの結果が出たとの内容になっている。

キ は、被控訴人 に対し、チャンスは1度きりであると告げたり、宝石の見本、指輪の見本、宝石入り指輪を4つ程度見せ、被控訴人 にはサファイアが向いていると述べてその購入を勧めた。

ク 被控訴人 は、サファイアの指輪（本件商品①）を代金68万2500円（消費税を含む。）で購入することにし、売買契約書の作成に応じた。

ケ 被控訴人 は、同日、オリエントコーポレーションとの間で、上記商品代金の立替え及び立替え代金と分割手数料合計92万8200円を60回の分割払で支払う旨のショッピングクレジット契約を締結し、上記営業所に赴いてから約6時間経過後の同日午後5時ごろに同所を退出した。

コ 被控訴人 は、その後、東京都消費者相談センターに対応を相談して、特定商取引法9条1項により、平成16年6月18日に、また、念のため、同年8月7日にも本件売買契約①を解除する意思表示をした（甲イ2、甲イ3）。

原審証人 の証言及び乙第イ14号証中には、平成16年1月10日に被控訴人 に電話をかけた際、宝石の販売に関する話をした旨の供述があるが、同供述は、これに反する原審における被控訴人 本人の供述に照らして採用できず、他に上記認定を左右するに足りる証拠はない。

(2) は、被控訴人 の自宅に電話をかけ、貴金属の売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに控訴会社の営業所への来訪を要請し、本件売買契約①の締結に至ったのであるから、本件売買契約①による売買は、特定商取引法2条1項にいう「訪問販売」に該当するといえるべきである。

そして、本件売買契約①の目的物（本件商品①）は、特定商取引法2条4項、同法施行令3条1項、同施行令別表第一の7号「真珠並びに貴石及び貴石」ないし8号の「金、銀、白金その他の貴金属」に当たるから、控訴会社は、特定商取引法5条1項、同法施行規則3条4号により、本件売買契約①の内容を明らかにする書面を被控訴人 に交付しなければならず、同法施行規則3条4号により、その書面には、商品名及び商品の商標又は製造者名を記載しなければならない。

ところが、控訴会社が被控訴人 に交付した平成16年4月26日付け「ショッピングクレジット契約書」には、「JRS5034(Pt)S=11号」との記載しかなく、商品の商標又は製造者名の記載は全くない上、上記契約書に記載された商品番号「JRS5034(Pt)S=11号」に対応する商品が掲載されたカタログ等が被控訴人 に示されたことを認めるに足りる証拠もない。

そうすると、上記契約書の記載のみでは、被控訴人 において、いかなる商品を購入したのか理解し、本件商品①に係る本件売買契約①を解除するかどうか等を検討することが困難であるから、控訴会社は、被控訴人 に対し、特定商取引法5条1項、同法施行規則3条4号が求める書面を交付したものとはいえず、クーリング・オフの期間は、被控訴人 が控訴会社から上記書面の交付を受けた後も進行しないから、被控訴人 が、控訴会社に対し、平成16年6月18日にしたクーリング・オフの権利行使により、本件売買契約①は失効したというべきである。

(3) 以上のとおり、本件売買契約①は特定商取引法に基づくクーリング・オフにより失効したから、被控訴人 は、同契約上の一切の責任を負わないと解すべきである。

(4) 控訴人らは、被控訴人 は、平成16年1月上旬、控訴会社に来訪し、宝石販売店としての様子を見ており、その後、同年4月25日、気に入った宝石があれば、購入したい意向を示して2度目に来店した時、本件売買契約①を締結したのであり、目的隠匿型呼出版売、いわゆるアポイントメント・セールス（特定商取引法2条1項2号）としての「訪問販売」ではなく、通常の店舗販売である旨主張するけれども、上記のとおり、被控訴人 が平成16年1月11日に控訴会社の営業所を訪れた際には宝石の販売に関する話は出ておらず、同被控訴人は、4月25日に控訴会社の営業所を訪れた際に初めて宝石の購入に関する説明を受けたと認められるから、控訴人らの上記主張は採用できない。

2 争点②（控訴会社の被控訴人 に対する売買代金請求権、損害賠償請求権の有無）について

(1) 証拠（甲ロ1ないし4、乙ロ8、乙ロ10、原審証人 ；原審における被控訴人 本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

ア 被控訴人 は、平成16年4月25日ごろ、友人の （以下「 」という。）に誘われ、 の友人である と共に3人で、同日昼ごろ、控訴会社の新宿区所在の本店営業所を訪れた。そして、 の担当であった が応対したが、被控訴人 が東京ディズニーランドでアルバイトをしていることを聞いた は、控訴会社の宝石を買えば、アルバイトの階級を上げられるなどと話した。

イ は、被控訴人 に対し、 が被控訴人 に見せたのと同内容の控訴会社の制作した勧誘ビデオ及び「宝石体験談ご紹介ファイル」と題

されたファイルを見せた。

(ア) 同ファイル中、「サファイヤ」と題された丁には「靈的効果：青い石は癒しに良い。黒い種類は守護の石として身につけるのが良い。白はかなり靈的な性質があり、そこに注意を集中させるのに絶好の石である。つまり、心の焦点、中心となるのである。」「ヒーリング効果：この石は軽快さと歡びを与えてくれる石だが、また美と思想の深みをも与えてくれる。リングとして身につけると精神あるいは靈の癒しに働きかける傾向がある。ブルーサファイヤは治療に好ましい性質を持ち、ブラックサファイヤはお守りあるいは持ち主の体の力を集め寄せる石として身につけるのに良い。」「エネルギー効果：サファイヤは持ち主が意識的にそうしなくとも、エネルギーを一点に集めてしまう。それだけでエネルギーを発散しており、持ち主のエネルギーを補うというよりも、独自にエネルギーを放つのである。独力で働くという、一種独特な波動が認められる。藍色光を含むスペクトルに従って、ここには意志と知恵の働きの究極的完成が形作られている。最も深い藍色のサファイヤの持つ振動数は、心の各層に与えられる祝福の量という点では、ほとんど他に類を見ないものがある。この光線はあらゆる混乱と、作り上げられた妄想を頭から一掃し、代わりに探求する魂、純粋な光と豊かな直観とを与えてくれる。鋼玉の藍色光の中には、精神を引き上げることのできる創造的心の光のエネルギーがあり、低い心靈現象よりも知識の光を好む人々を助けてくれる。」などの記載がある。

(イ) また、「お客様宝石体験談ご紹介シート」との表題の下に、2名ずつ、氏名、契約番号、所属地、担当者、商品番号、ルース、提出・記入日、体験内容が記載され、体験談中には、以下のような記載がある。

a 「3月に受け取り。その時、21日間しっかり肌身離さず身につけている事と聞いていたのでその通りにしていたところ、すぐにリング

をしている右手とは逆の左手にしっしんが出来ました。生まれて初めての症状です。早速膿みが出たのかな？と解釈しました。その後・・・改めてサファイヤの凄さを感じています。」

b 「11月の初旬、誘われるままにプリマ・ビジュリーに連れて行かれ、・・・さんさん悩み、さんにはクレジットの用紙を2～3回書き直して貰いながら、尚且つ『考えます。』と言って帰りました。さんさん考えた結果、翌日断りの電話を入れようと思った途端体調が悪くなり、めまいが酷く仕事に手に付きませんでした。さんと電話でしゃべりながら『この体調の悪さが治るなら買います。』と言い、電話を切ってから寝るまでの間さっきの体調の悪さが、嘘のようになくなり肺にお腹の底から何か湧き上がる感じがしました。その後、契約社員で働いている私の最も心配な契約更新に契約が切れる1か月半も前に更新が決まり、本当にビックリしました。今では私の母、友人もプリマ・ビジュリーの宝石を持ってどんどん良い方向に変わっています。」

c 「人様に触れる事が多く、これまで目に見えない物をすぐに受け入れてしまい体調を崩す事がたびたびでした。それがサファイヤを身につけてからは全くと云って良い程なくなりました。今は元気に動き回っています。宝石を疑ったりした時はすぐ形で見せられます。」

d 「なかなか自分が打ち込める仕事は見つかりませんでしたが、サファイヤを身につけるようになってから2か月するうちに、自分で探さなくとも、いろんな方々から、仕事を紹介してもらい機会が増え、今では自分を生かせる仕事につくことができました。」

e 「身につけて1か月経って彼氏ができ、それに関しては『少しサファイヤのお陰なのかな？』と思ったこともあります。今現在は、石に相談する程困った事も起きないので、こんなに石の事を気にしない

で生活していてもいいのかと思うことがあります。」

(ウ) 「宝石体験談ご紹介ファイルNo.12」と題されたファイルには、74の事例が挙げられているが、その中にはサファイヤの石が2回取れた、ラピスが取れた、石が1つ外れた、石が割れ、ひびの入っていた部分が無くなったという記載もある。

ウ その後、被控訴人 は、一人で、あるいは と共に控訴会社の営業所に赴き、 から控訴会社の宝石について話を聞いた。 は、被控訴人 にはネックレスではなく、指輪がよい、中でも「元気が出る」指輪がいいと述べてその購入を勧めた。

エ 被控訴人 は、平成16年4月27日、 と共に西新宿所在の控訴会社の営業所に赴いた。同被控訴人は、 が示した見本の中から、指輪のデザインとサファイアの石を選び、控訴会社からサファイア入り指輪(本件商品②)を代金60万9000円(消費税を含む。)で購入する旨の本件売買契約②を締結した。

オ 被控訴人 は、同日、オリエントコーポレーションとの間で、上記商品代金の立替え及び立替代金と分割手数料合計82万8240円を60回の分割払で支払う旨のショッピングクレジット契約を締結したが、当日、印章を持参していなかったため、同月28日、再度控訴会社の営業所に赴いて契約書を作成した。

カ 被控訴人 は、平成16年6月4日、控訴会社の営業所に赴き、本件商品②を受け取り、これを着用したが、日常生活に何ら変化は起きず、 から受けたような説明や「宝石体験談ご紹介ファイル」の記載にあったような効果は経験できなかった。

キ 被控訴人 は、平成16年8月7日、本件売買契約②は錯誤により無効であると主張するとともに、消費者契約法4条1項により同契約を取り消す旨の内容の書面を送付し、平成18年6月6日、特定商取引法9条1項

により同契約を解除する旨の意思表示をした。

(2) 被控訴人 は、本件売買契約②は錯誤により無効である旨主張している。

そこで、検討するに、原審における被控訴人 本人の供述や同被控訴人の陳述書（甲ロ4）中の、 の被控訴人 に対する商品の性状に関する説明内容に関する部分は、やや具体性に乏しいものであるが、甲ロ第6号証及び上記供述等によれば、同被控訴人は過去に罹患した脳腫瘍のため、記憶力が低下していることが認められるから、具体性が乏しいことは、説明内容に関する供述等の信用性を左右するものではない。そして、上記2.(1)の事実によれば、被控訴人 は、本件売買契約②の締結に先だって、友人の や から控訴会社の宝石の効能について聞かされ、また、上記認定のような内容の控訴会社の制作した勧誘ビデオや「宝石体験談ご紹介ファイル」と題されたファイルを見た結果、本件商品②に や から聞かされた力があるように信じ、本件商品②を購入したものの実際に本件商品②を着用してそのような力が全くないことに気づいたものと認められるから、被控訴人 には、本件売買契約②の目的物の性状につき、~~事実の錯誤があったものと認められる。~~

(3) 従って、本件売買契約②は被控訴人 の錯誤により無効というべきである。

3 争点③（被控訴人 の控訴会社に対する売買代金支払債務、違約金支払債務、損害賠償義務の有無）について

(1) 証拠（甲ハ1ないし3、乙ハ11、原審証人 原審における被控訴人 本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア は、平成16年1月中旬の午後9時ごろ、被控訴人 の自宅に電話をかけ、同被控訴人に対し「今回、20歳になられた方を対象にした特別な宝石の説明会がある」旨、宝石には力がある旨説明し、新宿区西新宿3丁目所在の控訴会社の営業所を訪ねることを執拗に勧めた。そこで、被

控訴人 は、早く電話を切りたい気持ちから、「じゃ、行きますよ。」と答えた。

イ 被控訴人 は、数日後、 に電話をかけ、控訴会社の営業所に行くつもりはない旨を伝えたところ、 は、約束を破るのかと詰り、改めて控訴会社の営業所を訪ねることを被控訴人 に強く勧めた。

ウ 平成16年1月26日午後5時30分ごろ、被控訴人 は、新宿区西新宿3丁目所在の控訴会社の営業所を訪れた。 は、被控訴人 から身の上話を聞いた後、控訴会社が制作した、磁気共鳴波動分析機や宝石の力を測定し、数値化した情景が写っている勧誘ビデオを被控訴人 に見せた。その後、 は、宝石の見本を同被控訴人に示しながら、宝石の持つ力によって、仕事がうまくいった人や財産が貯まった人、宝くじが当たった人がいる旨説明した。

エ 数時間に及ぶ の説明に心を動かされた被控訴人 は、エメラルドが1個入ったネックレス（本件商品③）を代金97万6500円（消費税を含む。）で購入することにし、売買契約書の作成に応じた。

オ 被控訴人 は、練馬区の消費者センターに対応を相談して、控訴会社に対し、平成16年4月26日に、特定商取引法9条1項により本件売買契約③の解除をする旨の意思表示をした。

(2) は、被控訴人 の自宅に電話をかけた際には、「今回、20歳になられた方を対象にした特別な宝石の説明会がある」旨申し付けているが、これは売買契約の締結について勧誘をするためのものであることが明らかにされてはいないといわざるを得ないから、本件売買契約③による売買は、特定商取引法2条1項にいう「訪問販売」に該当するというべきである。

そして、本件売買契約③の目的物（本件商品③）は、特定商取引法2条4項、同法施行令3条1項、同施行令別表第一の7号「真珠並びに貴石及び半貴石」ないし8号の「金、銀、白金その他の貴金属」に当たるから、控訴会

社は、特定商取引法5条1項、同法施行規則3条4号により、本件売買契約③の内容を明らかにする書面を被控訴人 に交付しなければならず、同法施行規則3条4号により、その書面には、商品名及び商品の商標又は製造者名を記載しなければならない。

ところが、控訴会社が被控訴人 に交付した平成16年1月26日付け「ショッピングクレジット契約書」には、「JNE7013 (Pt) RCチェーン53cmラピスラズリ」との記載しかなく、上記契約書に記載された商品番号「7013」に対応する商品が掲載されたカタログ等が被控訴人 に示されたことを認めるに足りる証拠もない。

そうすると、上記契約書の記載のみでは、被控訴人 において、いかなる商品を購入したのか理解し、本件商品③に係る本件売買契約③を解除するか否か等を検討することが困難であるから、控訴会社は、被控訴人 に対し、特定商取引法5条1項、同法施行規則3条4号が求める書面を交付したものとはいえず、クーリング・オフの期間は、被控訴人 が控訴会社から上記書面の交付を受けた後も進行しないから、被控訴人 が、控訴会社に対し、平成16年4月26日にしたクーリング・オフの権利行使により、本件売買契約③は失効したというべきである。

(3) 以上のとおり、本件売買契約③は特定商取引法に基づくクーリング・オフにより失効したから、被控訴人 は、同契約上の一切の責任を負わないと解すべきである。

4 争点④(被控訴人らに本件各売買契約を締結させ、被控訴人らが解約を申し出た後も執拗にその代金を請求した控訴会社の不法行為責任(使用者責任)の有無)について

(1) 証拠(甲イ9、甲ロ4、甲ハ3、甲5、甲8の1、8の2の1・2、乙イ14、乙ロ8、乙ロ10、乙ハ11、原審証人、同、同、同、原審における各被控訴人本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事

実が認められる。

ア 顧客の年齢

控訴会社では、20歳に達したばかりの男性を主なターゲットにして宝石を販売していたものであり、本件各売買契約が締結された当時の被控訴人らの年齢は、被控訴人 が20歳、被控訴人 が21歳、被控訴人 が20歳であった。

イ 商品の説明

(ア) は、被控訴人 の自宅に再三電話をかけて同被控訴人を控訴会社の営業所に呼び出し、長時間にわたって悩み事などを聞いた上、勧誘ビデオ及び「宝石体験談ご紹介ファイル」を見せた。そして、被控訴人 に対し、控訴会社は宝石を単なる装飾品として販売しているのではなく、客にあった宝石を選択し、特別の注文で加工製作して宝飾品としている旨、宝石のエネルギーを大切に丁寧に扱っているなどと説明したほか、控訴会社の販売する宝石は人のうちに眠っている力を引き出す不思議なものであること、控訴会社の宝石を身に着けていれば被控訴人のアトピー性皮膚炎も治ること、自身も宝石を身につけてから気分が明るくなり、体調が良く、血液の循環が向上したようで風邪をひかなくなったと説明した。

(イ) は、友人と共に控訴会社の営業所を訪れた被控訴人 に対し、勧誘ビデオ及び「宝石体験談ご紹介ファイル」を見せた。 は、東京デイズニerlandでアルバイトをしていた被控訴人 に対し、控訴会社の宝石を買えば、アルバイトの階級を上げられると説明し、被控訴人 に対し、「元気が出る」指輪を購入することを勧めた。

(ウ) は、被控訴人 の自宅に電話をかけて、控訴会社の営業を訪れるよう強く勧めた。 は、控訴会社の営業所を訪れた被控訴人 に対し、勧誘ビデオを見せ、宝石には力があり、例えば、ルビーは積極性を引き

出し、エメラルドは仕事や財産の運気を向上させると説明したほか、エメラルドを購入して仕事がうまくいった人や財産が貯まった人、宝くじが当たった人がいると説明した。

ウ ショッピングクレジット契約書への虚偽記載のしょうよう

(ア) は、専門学校の学生であり、殆ど就業実績のない被控訴人に対し、本件商品①の購入に当たってショッピングクレジット契約を締結することを勧め、契約書の年取欄に実際よりも多い額を記入することを勧めた。

(イ) は、被控訴人 に対し、本件商品②の購入に当たってショッピングクレジット契約を締結することを勧めた上、契約書の年取欄に実際よりも多い額を記入させた。

(ウ) は、被控訴人 に対し、本件商品③の購入に当たってショッピングクレジット契約を締結することを勧めた上、半年程度しか勤務経験がない被控訴人 に、契約書の「勤続年数」の欄に実際よりも長い期間を記入させた。

エ 売買契約の秘匿についての指示

(ア) は、本件売買契約①の締結の際、「契約をしたことは親に話さないで」と被控訴人 に要請し、商品を引き渡した際にも「宝石の効力が現れるのに3週間が必要だから、宝石のことを誰にも言わないように。」と被控訴人 に指示した。

(イ) は、被控訴人 に対し、商品が届いて効果が出るまでは他人にこの契約のことを言ってはならないと命じた。

オ 被控訴人らからの本件各売買契約を解消する旨の通告と控訴会社の対応

(ア) 被控訴人 は、平成16年8月10日に、特定商取引法9条1項に基づき、クーリング・オフにより本件売買契約①を解除する旨の意思表示をした。これに対し、控訴会社は、同年9月22日付けの通知書(甲

イ4)を被控訴人 へ送付し、クーリング・オフによる解除に応じない姿勢を示し、平成17年2月28日、被控訴人 に対し、東京簡易裁判所に第2事件の訴えを提起した。

(イ) 被控訴人 は、平成16年8月7日に、消費者契約法4条1項により本件売買契約②を取り消す旨の意思表示をした。これに対し、控訴会社は、同年9月22日付けの通知書(甲ロ3)を同被控訴人に送付し、クーリング・オフによる解除に応じない姿勢を示し、平成17年3月2日、被控訴人 に対し、所沢簡易裁判所に第3事件の訴えを提起した。

(ウ) 被控訴人 は、平成16年4月26日に、特定商取引法9条1項に基づき、クーリング・オフにより本件売買契約③を解除する旨の意思表示をした(甲ハ2)。その後、同年6月22日ころ、練馬区の消費者センターにおいて、解決に向けた働きかけを受けたにもかかわらず、控訴会社の担当者は、「クーリング・オフを撤回してくれば解約に応じてもよい。ただし、解約の場合には、『加工費』を支払ってもらふ必要がある。」などと主張して、37万8882円(代金の34パーセント)の支払を被控訴人 に請求した。

カ 全国の消費センターに同様の相談が寄せられていること

全国の消費センターに「プリマビジュリー」に関する相談が、10年間で233件も寄せられている。相談者の多くは20代の男女で、その内容も、本件と酷似している(甲五)。

(2) (1)に認定した事実関係によれば、控訴会社では、その従業員に指示して、社会経験の浅い20歳を過ぎたばかりの男性をターゲットに、控訴会社の宝石には他社の宝石にはない様々な効能があるなどと客観的事実と異なるセールス・トークを行わせ、各自の収入状況からすると、購入の必要性の乏しい宝石を販売し、その販売価格も上記認定の販売に至る諸事情からすると通常の販売価格とかけ離れた高価格であったと推認され、しかも、信販会社の審

査を通しやすくするために虚偽の事実を契約書に記載させた上、契約を締結した事実を親族らに秘匿するよう促してクーリング・オフの権利行使を妨げ、顧客がクーリング・オフの権利を行使した後も、これに対抗して売買代金や違約金を請求する強硬手段に出ているのであって、このような控訴会社が宝石を販売し、代金の回収を図る一連の業務行為の態様は社会通念上許容される範囲を著しく逸脱した違法なものといわざるを得ない。

そして、上記認定の本件各商品の販売に至る経過等に照らせば、控訴会社の従業員らは、被控訴人らから本件各売買契約の効力を争われれば、これらを法的に有効なものとして、代金等の回収を図ることはできないことを認識していたものとみることができ、仮にその認識がなかったとすれば、その点に過失があるというべきである。

したがって、控訴会社は、民法709条、715条に基づき、被控訴人らが被った精神的苦痛を賠償する責任を負うと解すべきである。

5 争点⑤(従業員に本件各売買契約を締結させ、執拗にその代金を請求させたことについての控訴人の不法行為責任の有無)について

(1) 証拠(甲1ないし4、乙14、15、乙ロ8、乙ロ10、乙ハ11、原審証人、同、同、原審における控訴人:本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 控訴人は、昭和58年ごろ、イベント企画を主として行っていたメーガ株式会社を設立し、その業績を拡大するための関連会社として、控訴会社を設立し、現在に至るまで、控訴会社の代表取締役の地位にある。

イ 控訴会社は、平成7年9月7日に設立された、宝石、貴金属、装身具の輸入、製造、加工及び販売を主たる目的とする会社であり、平成9年10月30日にメーガ株式会社を吸収合併した(甲4)。

ウ 控訴人は、顧客に販売する宝石を社長である同控訴人が自ら選択して決めるということの一つのセールスポイントとして強調し、勧誘する

よう控訴会社の従業員に指導していた。控訴人は、新入社員を対象とする研修においても講師役を務め、日々の業務においても営業担当従業員に対し、毎週、直接指示を発していたほか、控訴人自身も控訴会社の顧客に対する働きかけを行っていた。なお、本件各商品の販売に関して控訴会社の従業員らが被控訴人らに対して行った言動も、控訴人の日頃の指示に合致するものであり、これに反するものではなかった。

エ 控訴人は、メーガ社においても、宝石に特殊な力があることを説明して通常の販売価格とかけ離れた代金で宝石を販売する営業活動を推進していたものであり、控訴会社においても同様の方法で宝石を販売していたものである。

②) 上記事実からすると、被控訴人らに本件契約を締結させ、クーリング・オフの申し出などにも応じないでその代金を請求した控訴会社の従業員の行為は、控訴人の指示の下に行われたものと認められる。したがって、控訴人は、共同不法行為者として、被控訴人らに対し、上記不法行為による損害賠償責任を負うと解すべきである。

6 争点⑥(被控訴人らの損害額)について

上記第3の1ないし5に認定した事実及び弁論の全趣旨によれば、控訴人らの不法行為によって、被控訴人らは、それぞれ精神的苦痛を受け、また、本件の訴え提起及び訴訟追行のため、被控訴人ら訴訟代理人弁護士に委任したことを認めることができる。

そして、控訴人らの不法行為の態様や被侵害利益の内容及び侵害の程度等を勘案すると、被控訴人らの精神的苦痛を慰謝するためには、各被控訴人につきそれぞれ30万円が相当であり、控訴人らの各不法行為との間に相当因果関係のある弁護士費用の額は、各被控訴人につきそれぞれ3万円が相当である。

7 結論

以上によれば、結論においてこれと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は

理由がないから、これを棄却する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 小 林 克 巳

裁判官 綿 引 万 里 子

裁判官 孝 橋 宏

別紙

債務目録

- 1 被控訴人 が平成16年1月26日付けで控訴人株式会社
に申し込んだ売買契約に基づく、被控訴人 の控訴人株式会社
に対する97万6500円の売買代金債務
- 2 被控訴人 と控訴人株式会社 との間で上記1の売買契約
を解除した場合に支払うとの合意に基づく、被控訴人 の控訴人株式会
社に対する33万2010円の加工賃ないし解約料支払債務
- 3 上記1の売買契約の債務不履行による、被控訴人 の控訴人株式会社
に対する6万6402円の損害賠償債務